

=お知らせ=

持込検査における書類提出時のお願い

誤交付を未然に防止するため、書類の提出方法を改善しました。

検査合格後は、窓口備付けのクリアファイルに必要書類をはさんで提出して下さい。

新検査証交付時には、整理番号でお呼びします。

整理番号カード

持込継続検査 整理番号

101

1. 必要書類をクリアファイルに入れ、交付窓口に提出し、持込継続検査
整理番号カードをお持ちください。番号でお呼びします。

必要書類

- ① 自動車検査票
- ② 自動車検査証
- ③ 申請書（OCRシート）
- ④ 豊量税納付書
- ⑤ 自賠責保険（新旧）（※1）
- ⑥ 納税証明証（※2）
- ⑦ 定期点検記録簿（※3）

※1 交付時に窓口のシステムにて有効期間等が確認できるものは提示を省略可

※2 二輪車等を除き、交付時に窓口のシステムにて納税情報確認できるものは省略可

※3 定期点検記録簿の提示ができない場合は申告してください。

裏面へ ⇒

関東運輸局山梨運輸支局

令和3年用点検整備済ステッカー貼付のお知らせ

令和2年1月1日以降に12ヶ月点検、24か月点検及び新車の納車整備を行った自家用乗用車には、令和3年用点検整備済ステッカーを貼付することになります。

11月末より販売予定の令和3年用ステッカーは、整備事業者等が前面ガラスに貼付できる期間は、令和3年9月30日までと指定されておりますので、購入時にはご注意下さい。

参考 「令和3年用点検整備済ステッカー」は、令和2年1月1日以降に自家用乗用車、令和2年7月1日以降に自家用貨物車、令和2年10月1日以降に事業用貨物車等に貼付しますが、詳細は自動車点検基準をご参照下さい。

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」9月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
芦沢自動車整備工場	27	甲府東	(株) 稲葉工業	63	南巨摩南
(有) アユザワ自動車	127	甲府南	中込モータース	364	南巨摩北
深沢自動車整備工場	288	甲府南	保坂自動車	619	南巨摩北
(株) キリン自動車	411	甲府南	成沢自動車	1058	東八
(有) 塩部モータース	189	甲府北	GARAGE MISAKA	1396	東八
青木自動車商会	407	甲府北	(株) 田辺自動車	113	塩山
(有) カーサービス五味	1106	甲府北	原自動車整備工場	510	塩山
末木モータース	431	峠北	町田自動車商会	692	塩山
(有) 小沢自動車	514	韮崎	三森自動車	799	塩山
(有) 輿石自動車工業	665	韮崎	羽中田自動車工場	162	岳麓
ボディーショップフカサワ	986	韮崎	東信自動車整備工場	314	岳麓
新津モータース	413	南アルプス南	宝興自動車整備	1008	大月
常盤自動車整備工場	480	南アルプス南	古久屋自動車	1009	大月
(有) 堀田自動車工場	669	南アルプス北	杉林モータース	786	都留
清水モータース	858	南アルプス北	(有) 赤坂オートサービス	893	都留

消費税率引上げ後の研修会の開催について

10月1日からの消費税率の引上げにあたり、関係府省庁では、軽減税率制度の実施に向けた準備や転嫁対策等について、説明会や相談対応等を行っていますが、事業者が軽減税率に対応した経理や申告が適正になされることが重要であるため、軽減税率実施後も引き続き関係府省庁が連携してサポートしています。

そこで軽減税率制度の実施後、適正に消費税の申告を行われるため、山梨県内の各税務署が実施する研修会の開催情報が、日整連から寄せられました。

については、お近くで開催される標記研修会へご参加下さい。

下記ホームページからも閲覧できます。

《 国税庁ホームページ 消費税軽減税率制度の説明会の開催予定一覧 》

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

開催日時		開催場所			説明会の名称等
日	時間	市区町村	地番、建物名 部屋番号等	定員	
R1.9.25	14:30~15:30	中央市	山之神流通団地2-6-1 山梨県流通会館 2階会議室	50名	決算法人説明会 兼 軽減税率制度説明会
R1.9.27	14:15~15:45	南アルプス市	小笠原307 魚覚	40名	軽減税率制度についての研修会
R1.10.3	14:15~15:45	韮崎市	大草町若尾1340 ホテル舟山	40名	軽減税率制度についての研修会
R1.10.7	14:15~15:45	北杜市	小淵沢町2968-1 スパティオ小淵沢	40名	軽減税率制度についての研修会
R1.10.7	決算法人説明会 14:00~15:30 軽減税率説明会 15:30~16:30	山梨市	中村834-5 山梨法人会館 2階	80名	決算法人説明会 兼 軽減税率制度説明会
R1.10.8	新設法人説明会 14:00~15:30 軽減税率説明会 15:30~16:30	山梨市	中村834-5 山梨法人会館 2階	80名	新設法人説明会 兼 軽減税率制度説明会
R1.10.8	14:00~16:00	都留市	上谷3-6-38 都留市商工会館	40名	消費税軽減税率制度説明会
R1.10.8	14:00~15:00	南巨摩郡 富士川町	鎌沢1502-1 鎌沢税務署 1階大会議室	20名	軽減税率制度説明会
R1.10.17	14:15~15:45	甲府市	湯村2-5-21 ホル常盤	40名	軽減税率制度についての研修会
R1.10.21	14:30~16:30	大月市	御太刀1-14-24 大月市商工会館	50名	消費税軽減税率制度説明会
R1.11.6	10:00~11:25	富士吉田市	緑ヶ丘2-5-23 富士五湖文化センター (ふじさんホール)	800 名	消費税軽減税率制度等説明会
R1.11.6	14:00~16:00	南都留郡	富士河口湖町船津2088-2 河口湖商工会館	60名	消費税軽減税率制度説明会

開催日時		開催場所			説明会の名称等
日	時間	市区町村	地番、建物名 部屋番号等	定員	
R1.11.7	18:00~19:30	甲府市	相生2丁目2-17 甲府商工会議所	50名	確定申告・決算に向けた 軽減税率制度説明会
R1.11.7	14:30~16:30	上野原市	上野原1658 上野原市商工会館	50名	消費税軽減税率制度説明会
R1.11.7	14:00~15:00	南巨摩郡 富士川町	鎌沢1502-1 鎌沢税務署 1階大会議室	20名	軽減税率制度説明会
R1.11.8	10:00~11:25	都留市	上谷1888-1 都留市文化ホール (うぐいすホール)	300 名	消費税軽減税率制度等説明会
R1.11.13	10:00~11:25	大月市	御太刀2-11-22 大月市民会館(4階 視聴覚室)	80名	消費税軽減税率制度等説明会
R1.11.13	14:00~16:00	南都留郡	西桂町小沼1593-1 西桂町商工会館	20名	消費税軽減税率制度説明会
R1.11.15	10:00~11:25	上野原市	上野原3832 上野原市文化ホール (もみじホール)	80名	消費税軽減税率制度等説明会
R1.11.15	14:00~16:00	富士吉田市	下吉田7-27-29 富士吉田商工会議所会館	50名	消費税軽減税率制度説明会
R1.11.18	14:00~16:00	北都留郡	丹波山村890 丹波山村中央公民館 2階会議室	50名	消費税軽減税率制度説明会
R1.11.19	年末調整等説明会 13:30~16:00 軽減税率制度説明会 16:10~16:45	笛吹市	石和町広瀬 626-1 笛吹市スコレーセンター	240 名	年末調整説明会及び 消費税の軽減税率制度説明会
R1.11.19	13:30~16:00 (軽減税率については 13:30~14:10)	大月市	御太刀2-8-10 大月税務署 (3階大会議室)	50名	決算法人説明会 兼 消費税軽減税率制度等説明会
R1.11.19	14:00~16:00	南都留郡	道志村6894-4 道志村商工会館	20名	消費税軽減税率制度説明会
R1.11.20	14:30~16:30	南都留郡	山中湖村山中865 南都留中部商工会館	50名	消費税軽減税率制度説明会
R1.11.21	年末調整等説明会 13:30~16:00 軽減税率制度説明会 16:10~16:45	甲州市	塩山上塩後240 甲州市民文化会館	200 名	年末調整説明会及び消費税の 軽減税率制度説明会
R1.11.22	14:00~16:00	北都留郡	小菅村4698 小菅村役場 2階会議室	50名	消費税軽減税率制度説明会
R1.11.26	年末調整等説明会 13:30~16:00 軽減税率制度説明会 16:10~16:45	山梨市	万力1830 山梨市民会館 303会議室	180 名	年末調整説明会及び消費税の 軽減税率制度説明会
R1.12.2	13:30~15:00	甲府市	相生2丁目2-17 甲府商工会議所	50名	確定申告・決算に向けた 軽減税率制度説明会
R1.12.5	14:00~15:00	南巨摩郡 富士川町	鎌沢1502-1 鎌沢税務署 1階大会議室	20名	軽減税率制度説明会
R2.1.17	13:30~16:00 (軽減税率については 13:30~14:10)	都留市	田野倉222-1 大月法人会館 2階会議室	50名	決算法人説明会 兼 消費税軽減税率制度等説明会
R2.3.18	13:30~16:00 (軽減税率については 13:30~14:10)	都留市	田野倉222-1 大月法人会館 2階会議室	50名	決算法人説明会 兼 消費税軽減税率制度等説明会

令和元年10月からの消費税率引上げに伴う 自動車登録番号標交付手数料および車両番号標頒布 価格改定のお知らせ

このたび消費税法が改正され、10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、自動車登録番号標交付手数料および車両番号標頒布価格を下記のとおり改定いたします。

記

単位：円

登録番号標交付手数料			茨城県・群馬県・山梨県		東京都		埼玉県・千葉県	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
一連	大型	ペイント	1,040	1,050	980	990	990	1,000
		字光式	2,070	2,085	1,960	1,975	1,980	1,995
	中型	ペイント	760	765	720	725	740	745
		字光式	1,510	1,520	1,420	1,430	1,460	1,470
希望	大型	ペイント	2,520	2,545	2,420	2,440	2,470	2,495
		字光式	3,230	3,260	3,130	3,155	3,180	3,205
	中型	ペイント	2,150	2,175	2,050	2,070	2,100	2,120
		字光式	2,750	2,780	2,650	2,680	2,700	2,730
図柄	地方版	大型	5,550	5,605	5,450	5,510	5,500	5,560
		中型	3,750	3,790	3,650	3,690	3,700	3,740
	ラグビー	大型	5,300	5,355	5,200	5,255	5,250	5,305
		中型	3,600	3,640	3,500	3,540	3,550	3,590
	オリパラ	大型	5,510	5,575	5,410	5,475	5,460	5,525
		中型	3,705	3,750	3,605	3,650	3,655	3,700

車両番号標頒布価格			茨城県・群馬県・山梨県		東京都		埼玉県・千葉県	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
一連	中型	ペイント	760	775	720	735	740	755
		字光式	2,480	2,530	2,400	2,450	2,440	2,490
	小型	ペイント	570	580	520	530	540	550
	中型	ペイント	2,150	2,190	2,050	2,090	2,100	2,140
		字光式	3,310	3,370	3,250	3,310	3,280	3,340
図柄	地方版	中型	3,750	3,820	3,650	3,720	3,700	3,770
	ラグビー	中型	3,600	3,660	3,500	3,560	3,550	3,610
	オリパラ	中型	3,705	3,765	3,605	3,665	3,655	3,715

※ 一車両に番号標を2枚取付ける場合は、上記の倍額になります。

一般財団法人関東陸運振興センター

字光式照明器具及び補助部品の消費税率の引き上げに伴う

販売価格改定のお知らせ

10月1日より消費税率の引き上げに伴いまして、字光式照明器具及び照明器具補助部品の販売価格について、次により価格改定をさせていただきます。

何卒、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

1. ワールドオートプレート（株）製品

照明器の種類	商品名（通称）	数量	現在 (消費税8%)	令和元年10月以降 (消費税10%)
L E D24V	L E D光源大型	1個	24,680円	25,130円
E L 光源12V	E L 光源中型	1個	10,080円	10,260円
L E D12V/24V	L E D光源中型	1個	10,800円	11,000円
L E D12V	ワールドL E Dライト	1個	8,640円	8,800円
補助部品	大型照明器（L E D）用外枠	1個	5,140円	5,230円
補助部品	中型照明器（L E D）用外枠	1個	2,050円	2,080円
補助部品	新型E L 取付部品セット	1個	200円	200円

2. 旭化成テクノプラス（株）製品

照明器の種類	商品名（通称）	数量	現在 (消費税8%)	令和元年10月以降 (消費税10%)
L E D12V/24V	ダイアモンドリングースリム	1個	10,800円	11,000円
L E D12V（軽）	ダイアモンドリングースリムK	1個	14,400円	14,660円
L E D12V（軽）	ダイアモンドリングーライトK	1個	8,640円	8,800円
補助部品	ダイアモンドースリム外枠	1個	2,160円	2,200円

3. （株）共立「（株）ケミカルオート」製品

照明器の種類	商品名（通称）	数量	現在 (消費税8%)	令和元年10月以降 (消費税10%)
L E D24V	エル・ブライト	1個	9,660円	9,830円
L E D12V	エル・ブライトネオ	1個	10,800円	11,000円
L E D12V（軽）	エル・ブライト（軽）	1個	9,660円	9,830円
補助部品	L E D交換式ユニット	1個	4,110円	4,180円
補助部品	L E D交換式ユニット（軽）	1個	4,110円	4,180円
補助部品	専用外枠マークボードフレーム	1個	2,670円	2,720円

※ 上記以外の照明器具補助部品の販売価格等ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。
一般財団法人関東陸運振興センター

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）を踏まえ、天皇の即位に際し、国民が祝意を表するため、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が平成30年12月14日に公布され、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる10月22日（火）が休日（祝日の扱い）となりました。

振興会・運輸支局等も休日となりますので、ご承知よろしくお願ひします。

即位礼正殿の儀
10月22日（火）祝日

外国元首・祝賀使節等の来日に伴う交通対策について

即位礼正殿の儀等の挙行に際して、多くの外国元首・祝賀使節等（以下「祝賀使節等」という。）が来日することころ、これら祝賀使節等の安全かつ円滑な交通を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめるため、次の対象期間及び対象地域等における自動車交通総量の大幅な抑制その他の交通対策が不可欠であることから、関係府省庁においては、国民の理解と協力を得つつ、推進事項等を積極的に実施されます。

1. 対象期間

令和元年10月20日（日）から同月25日（金）までの間

※ 重点対象期間：10月22日（火・祝日）及び23日（水）

2. 対象地域等

（1）10月22日（火・祝日）及び23日（水）

東京都内の祝賀使節等の宿舎から皇居、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会会場等に至る首都高速道路、一般道路等の路線等の路線及び同路線の周辺地域

ア 首都高速道路等

首都高速道路：都心環状線	全線
首都高速道路：八重洲線	全線
首都高速道路：会社線	全線
首都高速道路：1号上野線	全線
首都高速道路：1号羽田線	昭和島JCT～浜崎橋JCT
首都高速道路：2号目黒線	全線
首都高速道路：3号渋谷線	大橋JCT～谷町JTC
首都高速道路：4号新宿線	西新宿JTC～三宅坂JCT
首都高速道路：5号池袋線	熊野町JCT～竹橋JCT
首都高速道路：6号向島線	堀切JCT～江戸橋JCT
首都高速道路：7号小松川線	一之江～両国JCT
首都高速道路：9号深川線	辰巳JCT～箱崎JCT
首都高速道路：11号台場線	全線

イ 一般道路

東京都内のうち、高速中央環状線、6号向島線、9号深川線、首都高速道路湾岸線を結んだ内側の地域

(2) 10月20日(日)、21日(月)、24日(木)及び25日(金)

祝賀使節等の来離日等に係るものとして、上記(1)に掲げるもののほか

ア 首都高速道路湾岸線：東京国際空港（羽田空港）～東関東自動車接続地点

イ 東関東自動車道：首都高速道路湾岸線接続地点～成田国際空港（成田空港）

ウ 東京国際空港（羽田空港）、成田国際空港（成田空港）周辺

令和元年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

通達に基づき、認証工場を対象とする標記定期校正を下記により実施致します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には、逐次、案内文書を通知しますので、予めご承知下さい。

令和元年度 CO・HC定期校正計画表

支 部	年 月 日	実 施 場 所	時 間
甲 府 西	10月21日(月)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
甲 府 西	10月28日(月)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
東 八	12月 2日(月)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00～16:00
東 八	12月 9日(月)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00～16:00
東 八	12月16日(月)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00～16:00
南巨摩北	12月18日(水)	午前 河西工業(有) 午後 (有)矢崎自動車整備工場	午前10:00～12:00 午後13:00～16:00
甲 府 東	12月19日(木)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00～16:00
南巨摩南	令和2年2月14日(金)	各事業場巡回	10:00～16:00
上 野 原	2月26日(水)	各事業場巡回	10:30～15:00

雇用推進助成金のご案内

65歳超雇用推進助成金のご案内

(平成31年4月から一部コースの見直しを行いました。)

～65歳超継続雇用促進コース～

65歳以上への定年の引き上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

主 支 給 要 件	<ul style="list-style-type: none"> 労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、旧定年年齢（※¹）を上回る年齢に引き上げること。 定年の引き上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。 また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。 1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。 高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置（※²）を実施すること。 							
	実施した制度	65歳への定年引き上げ	66歳以上への定年引き上げ	定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引き上げ	70歳以上の継続雇用への引き上げ		
	引き上げた年数 60歳以上の被保険者数 ※ ³	5歳未満	5歳未満	5歳以上	4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
	1～2人	10	15	20	20	5	10	15
支 給 額	3～9人	25	100	30	120	15	60	20
	10人以上	30	150	35	160	20	80	25
							■ 1事業主あたり（企業単位）1回限り	（単位：万円）

～高年齢者評価制度等雇用管理改善コース～

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置（高年齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主の皆様を助成します。

措 置 (注) の 内 容	・高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
	・法定の健康診断以外の健康管理制度（人間ドックまたは生活習慣病予防検診）の導入
支 給 額	(注1) 措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働協約又は就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。
	支給対象経費（注2）の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》

(注2) 措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費（経費の額にかかわらず、初回の申請に限り30万円の費用を要したものとみなします。）
〔（）内は生産性要件を満たす場合※⁴〕

～高年齢者無期雇用転換コース～

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

申 請 の 流 れ	① 無期雇用転換制度を整備
	② 高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置（※ ² ）を1つ以上実施
支 給 額	③ 転換計画の作成、機構への計画申請
	④ 転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
支 給 額	⑤ 機構への支給申請
	・対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円） ・生産性要件を満たす場合※ ⁴ には対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）

※¹ 旧定年年齢とは・・・

就業規則等で定められていた定年年齢のうち、平成28年10月19日以降、最も高い年齢

※² 高年齢者雇用管理に関する措置とは・・・

- (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- (b) 作業施設・方法の改善
- (c) 健康管理、安全衛生の配慮
- (d) 職域の拡大
- (e) 知識、経験等を活用できる配置、待遇の推進
- (f) 賃金体系の見直し
- (g) 勤務時間制度の弾力化のいずれか

※³ 60歳以上の被保険者とは・・・

当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働協約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

※⁴ 生産性要件を満たす場合とは・・・

『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること』（生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと）が要件です。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

(企業の場合)



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
山梨支部 高齢・障害者業務課 (TEL: 055-242-3723)

障害者を労働者として雇用する事業主の皆様へ
障害者雇用納付金制度に基づく
各種助成金のごあんない

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、事業主が障害者を新規雇入れ・雇用継続をするために特別な措置を行う場合に、助成金を支給することにより、事業主の経済的負担を軽減し、障害者の雇用促進・雇用継続を図ることを目的としています。

**障害者作業施設
設置等助成金**

雇用する障害者のために、施設、設備を設置・整備する事業主の方への助成金
・障害者用トイレの設置
・拡大読書器の購入
・就業場所に手摺を設置 等



**障害者介助等
助成金**

障害者のために、必要な介助等を行う事業主の方への助成金
・手話通訳・要約筆記担当者の委嘱助成金
・職場介助者の配置助成金
・障害者相談窓口担当者の配置助成金



**重度障害者等
通勤対策助成金**

通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金
・住宅の賃借助成金
・駐車場の賃借助成金 等



**障害者を雇用したことがない事業主
精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様へ**

障害者職場実習支援事業のごあんない

障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習受入謝金等を支給します。

対象となる障害者	対象となる措置	支給額	支給回数
①過去3年間、障害者の雇用実績がない事業主の場合 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	職場実習の受入 ・実習期間 1週間～1か月 (5～20日間程度) ・1日当たりの実習時間 3時間程度～	職場実習受入謝金 実習対象者1名につき 1日 5,000円 限度額 同一年度で50万円	同一年度 2回まで
②過去3年間、精神障害者の雇用実績がない事業主の場合 ・精神障害者	実習指導員(※)の委嘱 (※)実習指導員の要件 ・職場適応援助者養成研修修了者で、障害者に対する就労支援の経験が1年以上ある方 ・障害者に対する就労支援や雇用管理の経験が3年以上ある方	実習指導員への謝金 1日 16,000円 1日の支援時間が 4時間未満の場合 8,000円	

【留意事項】●認定申請書の提出期限は、職場実習を開始しようとする日の1か月前までです。

●職場実習計画の策定や進め方については、最寄りのハローワークや支援機関等にご相談ください。

助成金、謝金等を受給するためには、定められた要件を満たす必要があります。

詳しい内容につきましては山梨支部高齢・障害者業務課へお問い合わせいただくな、機構ホームページでご確認ください。
<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html>



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
山梨支部 高齢・障害者業務課 (TEL: 055-242-3723)